

○第9期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画） 市民意見提出制度に寄せられた意見と市の考え方

- 募集期間 令和5年12月18日～令和6年1月18日
- 提出件数16件(4名)

番号	該当項目	意見	市の考え方
1	P22 日常生活圏域の状況	厚生労働省は、地域包括ケアシステムについて、日常生活圏域を30分でかけつけられる圏域として、おおむね中学校区ごとに構築されるものとされている。また、その中核的な機関である地域包括支援センターは原則日常生活圏域ごとに設置されるものとしているが、一宮市の考えを教えてください。	2006年に国から日常生活圏域の定義が示され、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、一宮市は日常生活圏域6区域を定めました。また、同年に地域包括支援センターを各圏域に配置しましたが、その後、2014年に1か所増設し合計7か所としています。 また、2015年に国から地域包括ケアシステムについて示され、一宮市では、地域包括支援センターの担当区域ごとに構築を推進しています。構築を進めている地域包括ケアシステムは、30分以内に必要なサービスが受けられる圏域となっています。
2	P22 日常生活圏域の状況	地域包括支援センターの数について、県内他市との比較で一宮市は少ないので増やしてほしい。	本計画の中に記述がありますように、第9期計画期間(2024～2026年度)中に現在の地域包括支援センターの担当区域ごとの課題に合わせ、地域包括支援センターの増設、職員数の増など、地域包括支援センターの機能強化の検討を行ってまいります。
3	P22 日常生活圏域の状況	市民アンケートによると、地域包括支援センターの認知度やセンターを利用したことがある人の割合が低い状況である。センターのチラシを高年齢世帯、全戸に配布してセンターの周知をしてほしい。	65歳の方へ介護保険証を送付する際に「高齢者の生きがいガイド」を同封しており、このガイドの中で地域包括支援センターの案内をしています。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保育園など関係機関にご協力いただき、施設内にポスターの掲示をするなど、周知活動に努めています。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
4	P34 包括的支援体制の充実	「地域共生社会づくりに向けた包括的支援体制の充実」の説明で、『『自助』『互助』『共助』『公助』の考え方に基づき』とあるが、どのような意味か示すべきである。	「自助」とは散歩や体操など自発的に自分を支えること、「互助」とはおでかけ広場など知人等と互いに助け合うこと、「共助」とは医療保険・介護保険などお互いを助け合う制度、「公助」とは生活保護や虐待対策など公的な制度です。 いずれも地域共生社会づくりには欠かせないものと考えています。 本計画中に注釈を記載します。
5	P34 包括的支援体制の充実	「互助」という表現で市民に介護を押し付けることがないようにしてほしい。	「互助」は、家族や知人等の協力のもとに行われる支援と考えます。地域共生社会づくりにおきましても欠かせない考え方ですが、要介護者の支援を家族等に押し付けるという意味ではございません。 介護者の負担を軽減するために、多くの方々と連携した地域共生社会づくりが重要と考えます。

番号	該当項目	意見	市の考え方
6	P34 包括的支援体制の充実	地域包括支援センターの機能強化として、生活支援体制整備事業の第1層は市全体、第2層は連区ごとをいう、とあります。その内容を詳しく教えてほしい。	生活支援体制整備事業についてはP56に詳細説明を記載しておりますので、参照案内を括弧書きで付記いたします。
7	P46 高齢者福祉タクシー料金給付事業	タクシーチケット交付対象者の年齢制限、補助額を拡充してほしい。	令和4年10月から対象年齢を90歳以上から85歳以上へと拡大しました。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
8	P76,78 第1号被保険者保険料	所得段階を多段階化し、低所得者の保険料を額を引き下げることが評価するが、8期よりも負担増となる。市民の暮らしが大変な中で、負担増とならないように再考してほしい。	第9期の介護保険料については、要介護・要支援認定者等の増加に伴う介護給付費等の増加から保険料を引き上げざるを得ない状況です。しかし、保険料の所得段階を13段階から17段階に増やし、負担能力に応じた保険料を納めていただくことで、保険料基準額の大幅な増額を抑制し、低所得者の負担軽減につなげます。
9	P76,78 第1号被保険者保険料	所得段階の多段階化には賛成だが、保険料の増額が計画されており、負担増により、支払えない、サービスを減らすという本末転倒の制度になる。	
10	介護保険制度について	介護政策の後退が行われているが、現役世代も高齢者も安心できる公的介護制度にするため、「公助」の役割を進めることが必要である。	
11	介護保険制度について	昨年からの物価上昇で年金額より支出額が高く、介護利用料が増加するなら不安になる。	高齢者世代と現役世代との世代間、及び高齢者世代内での負担の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、利用者負担を含めた制度の改正が行われています。市では、介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、介護サービスの充実や適正な介護サービスの提供に努めるとともに、地域包括支援センターを中心とした高齢者支援を実施し、自立支援、介護予防・重度化防止につなげていきます。
12	介護保険制度について	国では療養型、老人保健施設、介護医療院の多床室の部屋代を保険給付からはずして自己負担とする案が示されているが、これ以上苦しめないでほしい。	
13	その他	アクティブな高齢者は、スポーツクラブなどへ通い介護予防に取り組んでいるが、そうではない方々への介護予防の環境や場所をいかに提供するかが重要である。	公民館や高齢者福祉施設など市内27か所で貯筋教室を開催しており、令和5年10月から短期介護予防サービス「いちのみや元気塾」を市内12か所で開始しました。また、おでかけ広場等が市内に約300カ所あります。引き続き、それらの利用促進を図ってまいります。

番号	該当項目	意見	市の考え方
14	その他	補聴器利用者の補助をしてほしい。 住民健診項目に聴覚検査を取り入れてほしい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
15	その他	先発医薬品と後発医薬品との差額の半分を保険対象とすると、今より4, 5倍も高くなる。	医療費に対する貴重なご意見として担当課に伝えさせていただきます。
16	その他	75歳以上の中間所得層以上を対象に医療保険料を段階的に引き上げると決定したが、国の行うことが全て市民生活に不安のない施策かを鑑み市町村としての意見を国に発してほしい。	医療保険料に対する貴重なご意見として担当課に伝えさせていただきます。